

第4回広島市市民後見人の育成・活用に関する懇談会

日 時 平成27年3月20日 (金)
午前10時～12時
場 所 広島市役所9階第1会議室

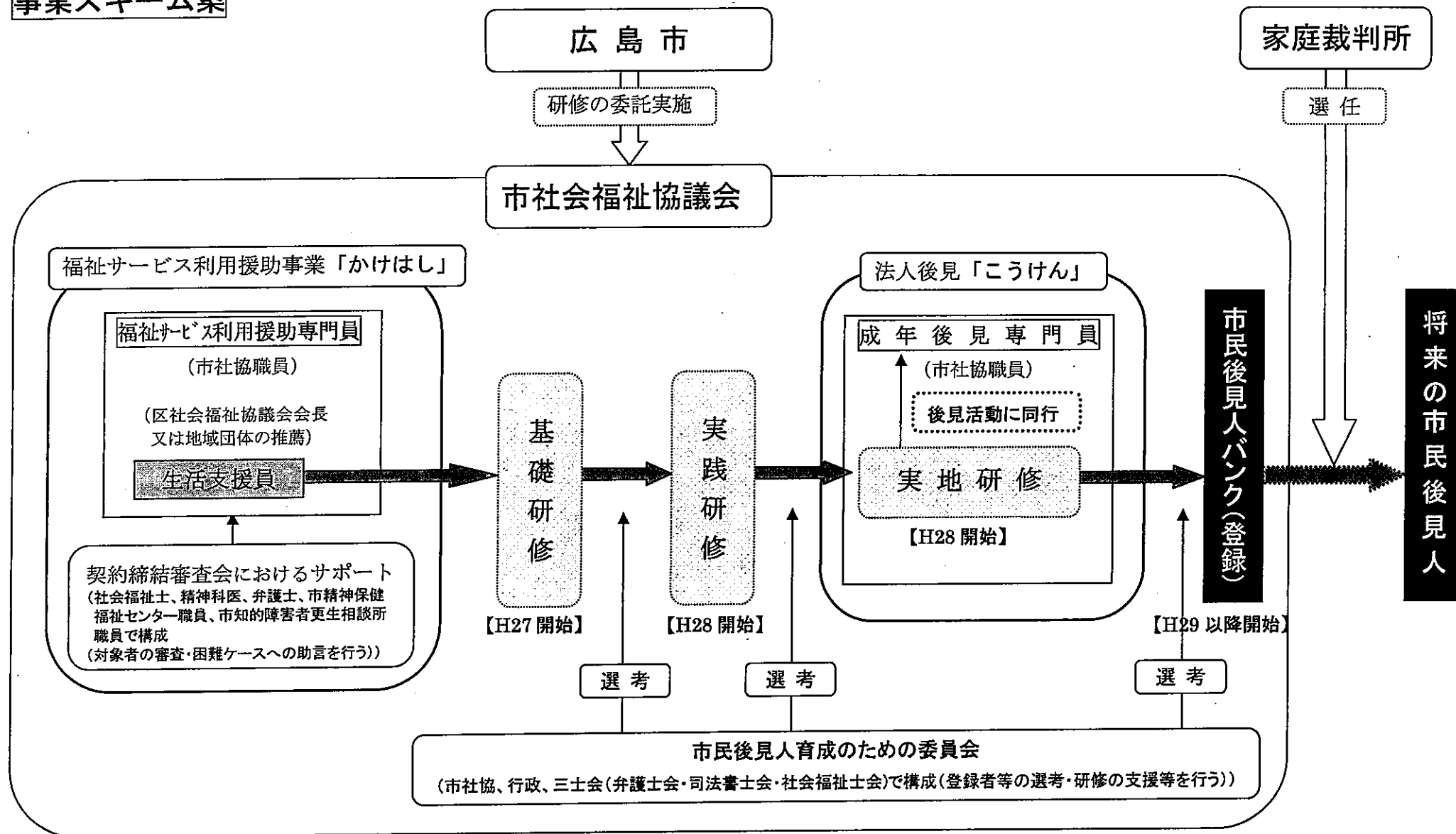
次 第

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 市民後見人の育成・活用に向けた進捗状況等について
 - (2) その他
- 3 閉会

配 付 資 料

- | | |
|---------|---|
| 資料1 | 市民後見人育成スキーム図 (案) (予算要求時) |
| 資料2 | 市民後見と法人後見のそれぞれに求められる役割の整理 |
| 参考資料1-1 | 先進地 (大阪市) の取組状況 (報告) |
| 参考資料1-2 | 大阪市資料 |
| 参考資料2-1 | 大阪市の取組を参考にした市民後見人の育成・支援のイメージ (改) |
| 参考資料2-2 | 大阪市の取組を参考にした市民後見人の育成・支援のイメージにおける関係機関の役割 (改) |
| 参考資料3 | 市社会福祉協議会による法人後見について |
| 参考資料4 | 広島市高齢者施策推進プラン
(平成27年度 (2015年度) ～平成29年度 (2017年度)) (抜粋) |
| 参考資料5 | 第3回広島市市民後見人の育成・活用に関する懇談会における意見等 |

事業スキーム案



*基礎研修：厚生労働省基本カリキュラムに準拠（座学中心）

*実践研修：厚生労働省基本カリキュラムに準拠（演習、施設実習等）

*実地研修：成年後見専門員に同行し、対象者の意向や地域の実情等を踏まえて活動することにより、後見の実務経験を積む。

市民後見と法人後見のそれぞれに求められる役割の整理

区分	市民後見	法人後見 (市社会福祉協議会)
特性	○ 地域に根差し、フットワークの良いきめ細かな対応ができる。 ○ 後見を必要とする人に寄り添った伴走型の後見活動を行うことができる。 ○ 市民が担い手となることで、地域への成年後見制度の普及が進み、新しい地域のつながりが生まれる。 ○ 団塊の世代の高齢者など地域活動に意欲を持つ市民の社会参加意識の醸成を図ることができる。	○ 組織の信用力が高い。 ○ 複数の職員が携わって組織的に対応できる。
担うべき事案	○ 多額の財産管理や負債がなく不動産等の処分を伴わない事案 ○ コミュニケーションや対人援助等に専門的な技術が必要としない事案 ○ 虐待や権利侵害など、急迫した事情を有しない事案 ○ 親族等との係争がない事案 ○ 地域からの後見活動が可能な事案	○ 市民後見人が担う事案に比べ、法的にも対人援助面でも専門性が高い事案。 ○ 生活保護を受けられない境界層で、報酬の負担が来ず専門職後見も受けられない事案
求められる素養	○ 後見人として必要な知識・技術、社会規範・倫理性を備えている。 ○ 市民として地域貢献したいという意識を備えている。 ○ 対人援助の基礎を備えている。 ○ 対象者の立場を理解し、自己決定を支えながら最善の策を導くことができる。	○ 後見人として必要な知識・技術、社会規範・倫理性を備えている。 ○ 法人職員であることを踏まえた上で活動できる社会規範を備えている。 ○ 対人援助の基礎を備えている。 ○ 対象者の立場を理解し、自己決定を支えながら最善の策を導くことができる。
育成方法	【モデル事業】 市社協「かけはし」の生活支援員を対象として次の研修を実施 基礎研修 (座学中心) → 実践研修 (演習中心) → 実地研修 (実務経験) → バンク登録 【本格実施】 一般市民を対象として、次の研修を実施 講演会 (基礎知識) → 基礎研修 → 実践研修 → 実地研修 → バンク登録	○ 実務者として、関係機関 (行政、家裁、福祉サービス事業者等) と連携を取りながら後見活動を行い、従事する職員の数を増やすことによって経験を組織の力量として蓄積する。 ○ 他の法人後見実施団体と積極的に意見を交換し情報を取得することで、法人後見に関する組織の知識を高める。 ○ 成年後見制度や権利擁護関係の研修 (全社協、県社協実施等) に積極的に参加することで、必要な知識を習得する。
サポート体制	○ 日常的な助言・相談支援体制の確立 (市社協) ○ 専門的な助言・相談支援・客観的なチェック体制の確立 (専門職) ※ 事故発生時に事態に迅速に対応できる仕組みが必要 ○ 市・市社協・専門職・家裁等で事例検討・情報共有を行うネットワークの構築 ○ バンク登録者の情報交換の機会の創出支援	○ 組織内での日常的な相談体制の確立 ○ 関連機関、専門家に助言を得られる関係性の確立 ○ 活動の上で必要なネットワークの確立

先進地（大阪市）の取組状況

1 大阪市成年後見支援センターについて

(1) 概要

- ア 開設時期：平成19年6月
- イ 設置主体：大阪市
- ウ 委託先：大阪市社会福祉協議会
- エ 場 所：大阪市社会福祉研修・情報センター3階（西成区出城二丁目）
- オ 開設日時：月～土曜 午前9時～午後5時（日曜、祝日、年末年始は休み）
- カ 予算（平成25年度）
 - ・収入（委託料） 約5,000万円
 - ・支出（人件費） 約3,500万円、（物件費） 約1,500万円

(2) 運営体制

ア 運営委員会

（弁護士・司法書士・社会福祉士・医師・学識経験者・大阪市・大阪市社会福祉協議会）

イ 事務局体制（6人体制）

所長（大阪市社会福祉協議会 地域福祉課長兼務）、同課権利擁護部門主幹、主査、課員、常勤嘱託職員（2人）

ウ 企画会議・受任調整会議

（弁護士・司法書士・社会福祉士・学識経験者・大阪市・大阪市成年後見支援センター）

* 専門職の関わりについて

弁護士、司法書士、社会福祉士が、専門職相談への対応、企画会議・受任調整会議への参画、市民後見人の活動支援等に専門的な観点から支援、助言を行い、家庭裁判所等から信頼を得られる仕組みづくりに努めている。

(3) 事業内容

ア 広報・啓発

イ 相談・申立支援

相談員による相談と弁護士、司法書士、社会福祉士による専門相談を実施。また制度を適切に利用できるよう手続きの説明や助言等により申立支援を行う。（平成25年度実績）

- ・相談件数：1,286件（うち専門職相談199件）
- ・相談内容：成年後見制度について（30％）、申立て手続き方法（17.8％）、申立手続き支援（9.9％）、後見人等の対応（8.3％）など

ウ 市民後見人の養成（市民後見人養成講座の開講）

第7期市民後見人養成講座（平成25年度実施）は76人が基礎講習を受講。基礎講習受講者から選考された51人が実務講習（講習期間9日間、45時間、24科目）を受講。

これとは別に施設実習（4日間）を実施。

【市民後見人養成講座受講者数等の推移】

年 度	第1期 H18～19	第2期 H19～20	第3期 H20～21	第4期 H21～22	第5期 H22～23	第6期 H23～24	第7期 H25年度
オリエンテーション 参加者	550	182	171	185	173	159	195
基礎講習受講者	114	88	84	81	79	68	76
実務講習受講者	50	45	46	49	46	45	51
実務講習修了者	45	42	43	44	42	41	43
市民後見人 バンク登録者	44	40	36	41	40	39	37

エ 「市民後見人バンク」の設置・運営

第7期市民後見人養成講座修了時点の登録者は206人。

登録者に対して、継続的な研修により資質の向上を図っている。

平成25年度の登録者研修会：8回実施。

（内容；「被後見人の死亡による終了事務」、「被後見人の選挙権回復に対する対応」など後見人活動で直面する課題に基づくものや、実際の市民後見人の受任事例に基づいた「事例報告・検討会」など、受任時の活動を想定したもの）。

また地域や施設に出向きグループ別研修を行った。

なお、市民後見人バンク登録者は任意後見契約を対象としない。

【市民後見人バンク登録者206人の特性】

・年齢：50歳未満33人（16%）、50～64歳92人（45%）、65歳以上81人（39%）

・性別：男性87人（42%）、女性119人（58%）

・就業状況

現在就業136人（66%）うち公務員15人

過去に就業していた人70人うち元公務員22人

・有する資格

ヘルパー2級53人、ケアマネジャー48人、介護福祉士41人、

保健師・看護師12人、社会福祉士8人

・その他

・現職民生委員23人（元民生委員3人）

・町内の役員14人（元町内の役員12人）

才 受任調整

【市民後見人が担う事案の特徴】

- 多額の財産管理や負債がなく、不動産等の処分を伴わない（財産管理面）
- コミュニケーション・対人援助等に専門的な技術を必要としない（身上監護面）
- 虐待や権利侵害など急迫した事情を有しない。
- 親族等との係争がない。
- 地域からの後見活動が可能な事案

なお、申立人および居所の制限は設けない

平成25年度は23回受任調整・企画会議を開催（家庭裁判所からの推薦依頼35件）し、選任件数は23件（確定件数22件）となった。

この事業で最初の市民後見人が選任された平成20年1月以後平成26年6月末までの選任（確定）件数は102件。なお、後見人は1人が1件を受任する

【市民後見人が後見した被後見人 102 人の特性】

- ・ 男女ほぼ同数（男性 52 人、女性 50 人）
- ・ 認知症の人が 86 人（84%）、知的障害者 10 人（10%）
- ・ 市長申立 80 人（78%）、親族申立 17 人（17%）

【市民後見人の養成と受任まで】

○ 市民後見人養成講座の実施

オリエンテーション（養成事業の説明会）

▼ 書類選考

市民後見人養成講座（基礎講習）

▼ レポート・面接による選考

市民後見人養成講座（実務講習）

▼ 面接による講座修了・登録意思確認

市民後見人バンクへ登録

○ 市民後見人の活動支援

家庭裁判所からの後見人等の推薦依頼

▼

市民後見人候補を推薦し、家庭裁判所が選任

▼

市民後見人の後見活動のサポート

※ 登録者や受任者に「市民後見人活動の基準（マニュアル）」を配布し定期的に研修を実施

2 大阪市（地域福祉課）からの情報

- 成年後見制度利用支援事業は、市社協を所管する地域福祉課が実施。
- 生保受給者ではないが生活に困窮した人を市長申立した際に、報酬助成の対象とならないためが出ないため後見人の引き受け手がいなかったことが市民後見人養成の取組のきっかけ。

制度の設計検討時から、家庭裁判所に加わってもらっている。

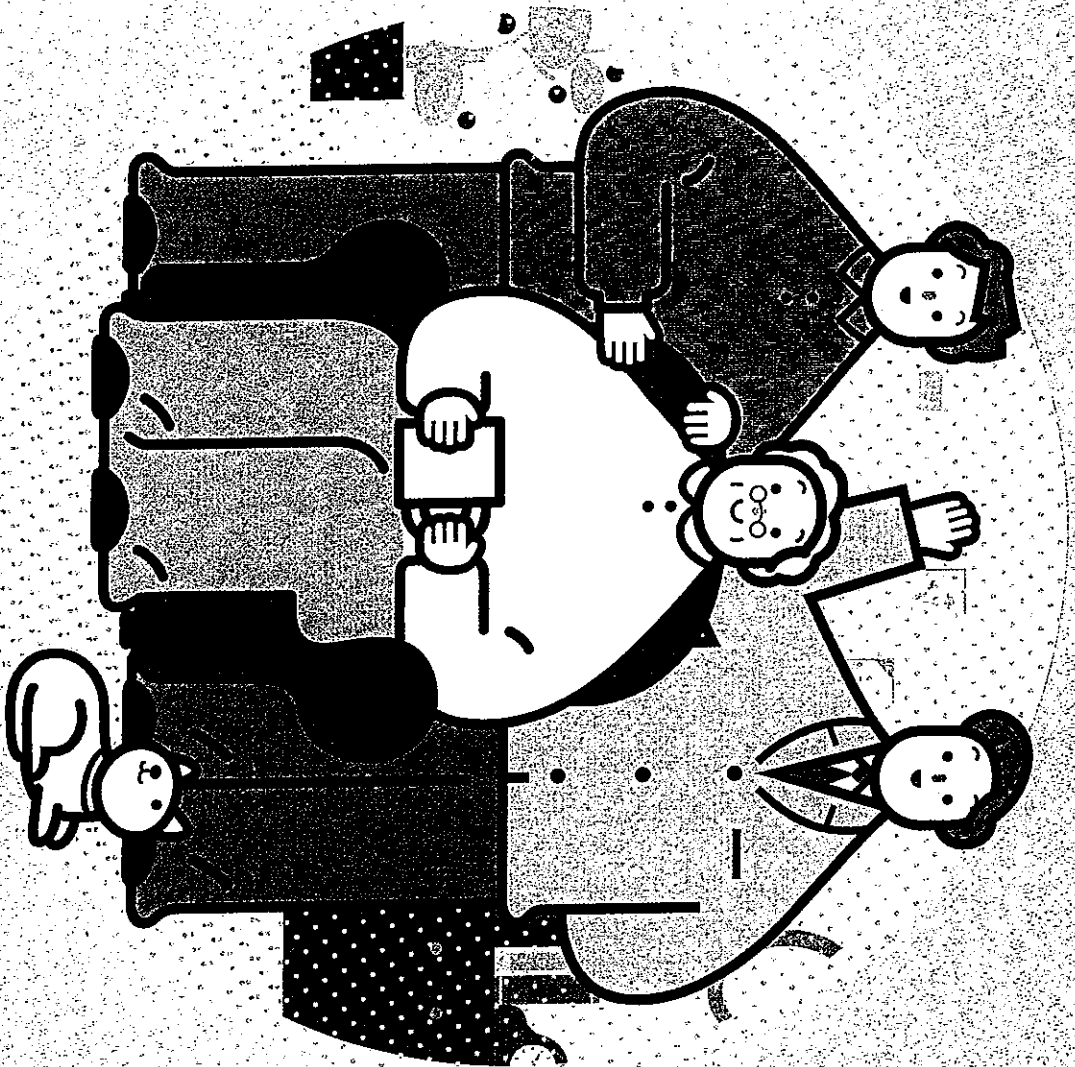
- 市民後見人が受任するケースは、市長申立・親族申立を問わない。
- 市（地域福祉課）職員は、月2回、市社協主催の受任調整会議に参加。
また受講者選考に際し、面接とレポートチェックに関わっている。
- 年度当初に、家庭裁判所の調査官と顔合わせを行い、市民後見人への受任について説明と依頼をしている（※調査官の裁量が大きいので、顔合わせは大事とのこと）。
- 週1回、被後見人等を訪問できる人を選んでいる。
- 過去に、事件や事故は1件も起きていない。

3 成年後見センター支援からの情報

- 市民後見人の養成期間は1年間。
- 市民後見人養成講座の受講やバンク登録者の選考に際し、面接やレポートだけでなく、グループワークの様子も観察する。
- 市民後見人バンク登録者に対し、年8回の研修を実施。
これとは別に、受任者のみを対象とする研修も行っている（年5回）。
- 市民後見が相応しいかチェックするシートがあり、それを附して家庭裁判所に提出している。
- 大阪市のやり方が、府内で是認されており、堺市もこのスキームに加わっている。
- 市民後見人は、後見業務に係る領収を全て徴するように指導している（専門後見の場合は10万円以上）。
- 市民後見人の場合、購入時に家庭裁判所への協議が必要な高額物品の定義を10万円以上としている（専門後見は50万円以上）。
- 市民後見人が後見人を受任した際には賠償責任保険に加入する。
保険料は1人につき6,190円で、その費用は市社会福祉協議会が負担する。
- 「市民後見人活動の基準（マニュアル）」、「市民後見人活動支援のための手引き」を作成している（別添参照）。

大阪市成年後見 支援センター

〒545-0851 大阪市東淀川区西中島1-1-1 淀川中央ビル10F



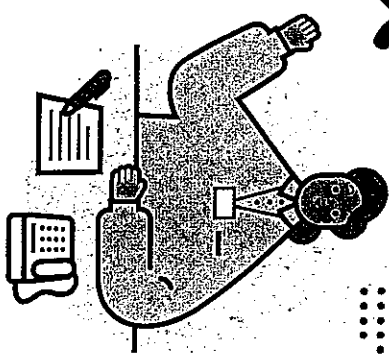
ホームページ: www.welfare.or.jp/ogkicm/

こんなことで
困って
いませんか

- ひんばんな訪問販売や悪質商法の被害を受けている
- サービスの契約の手続きが難しそう
- 成年後見制度についてくわしく知りたい
- 成年後見等の申立て手続きがわからない...など

成年後見制度の申立てに関する相談

成年後見制度の利用を必要とする人やその家族、支援者や関係機関からの相談に応じます。



● **相談員による相談** (月～土曜日 午前9時～午後5時まで)
電話や来所により、成年後見制度に関する相談をお受けします。

● **専門職による相談** (原則として週2日/4回 ★予約制)
弁護士・司法書士・社会福祉士が来所(必要に応じて電話や訪問)により、相談をお受けします。

- 成年後見制度を必要とする人が、的確に制度を利用できるよう手続きの説明や申立てに関するアドバイスを行います。
- 申立てに関する支援が必要な場合は、大阪市、区役所保健福祉課、地域包括支援センター、区障がい者相談支援センター等の関係機関や団体と連携します。



☎06-4392-8282
——ファックス 06-4392-8900——
月～土曜日 午前9時～午後5時
(日曜日、祝日、年末年始は休み)

相談・支援機関のための専門相談

障がい者や高齢者の相談・支援機関(施設・事業所等)からの相談に応じます。
本人、家族も同席しての相談や、相談・支援機関の方のみの相談ができます。

(例えばこんなこと...)

- 判断能力が不十分な障がい者や高齢者がお金の管理や福祉サービスの契約ができないので困っている...など
- 障がい者・高齢者に多額の請求書が突然届いたが
- どのように対応すればよいのか...など

● 認知症の方の医療やケアについて相談したい...など

原則として来所相談で
事前に電話予約が必要
です。



弁護士・社会福祉士による **権利擁護相談** (週2日 午後2時～午後5時 4回程度)

- 財産管理
- 消費者被害
- 第三者からの権利侵害
- 今後の生活設計 など

専門医師による **認知症医療相談** (月6日程度)

- 認知症医療、ケアに関する専門的助言
- 医療機関の紹介
- 介護者のストレスケア など

専門相談

☎06-4392-8214

直通電話

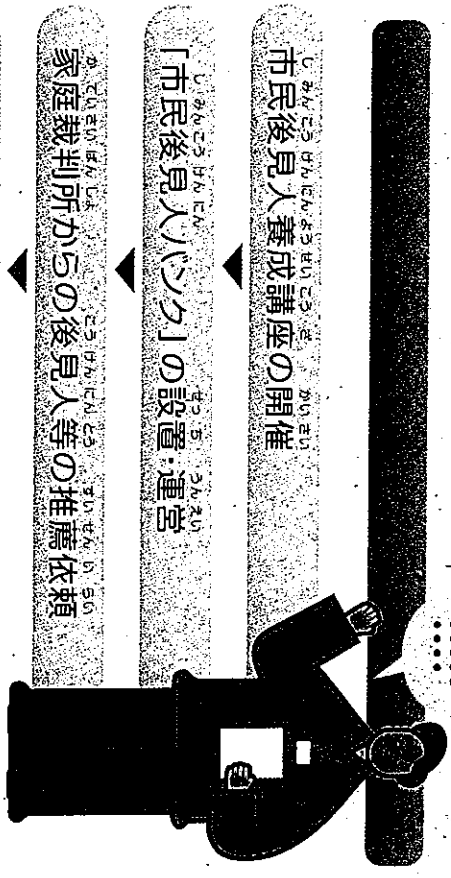
月～土曜日 午前9時～午後5時 (日曜日、祝日、年末年始は休み)

養成・支援

「市民後見人」の

養成と支援をします。

だれもが地域で安心して暮らせることをめざす地域福祉活動として、判断能力が十分でない人の生活を身近な立場で支援する「市民後見人」を養成・支援し、後見制度を活用した権利擁護活動の新たな担い手となっていただきます。



市民後見人養成講座の開催

「市民後見人バンク」の設置・運営

家庭裁判所からの後見人等の推薦依頼

市民後見人候補を推薦し、家庭裁判所が選任

市民後見人の後見活動のサポート

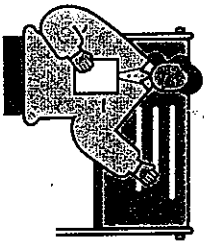
★「市民後見人」とは…親族以外の市民による後見人のことです

広報・啓発

成年後見制度に関する情報発信、講演会や研修会の開催など市民や関係機関の方々に幅広く広報・啓発を行います。

連携

成年後見制度、権利擁護に関わる機関・団体等と連携します。

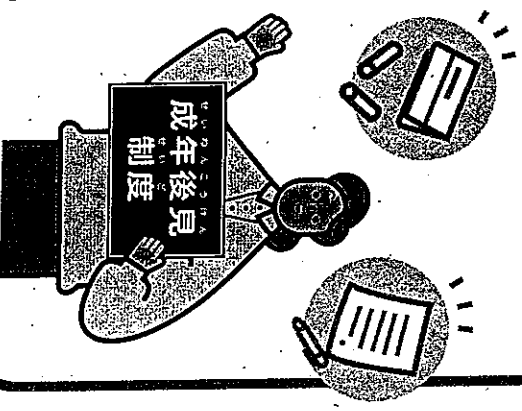


成年後見制度 法定後見

自分らしく安心して暮らすことができるよう、その人の権利を擁護するために「成年後見制度」があります。

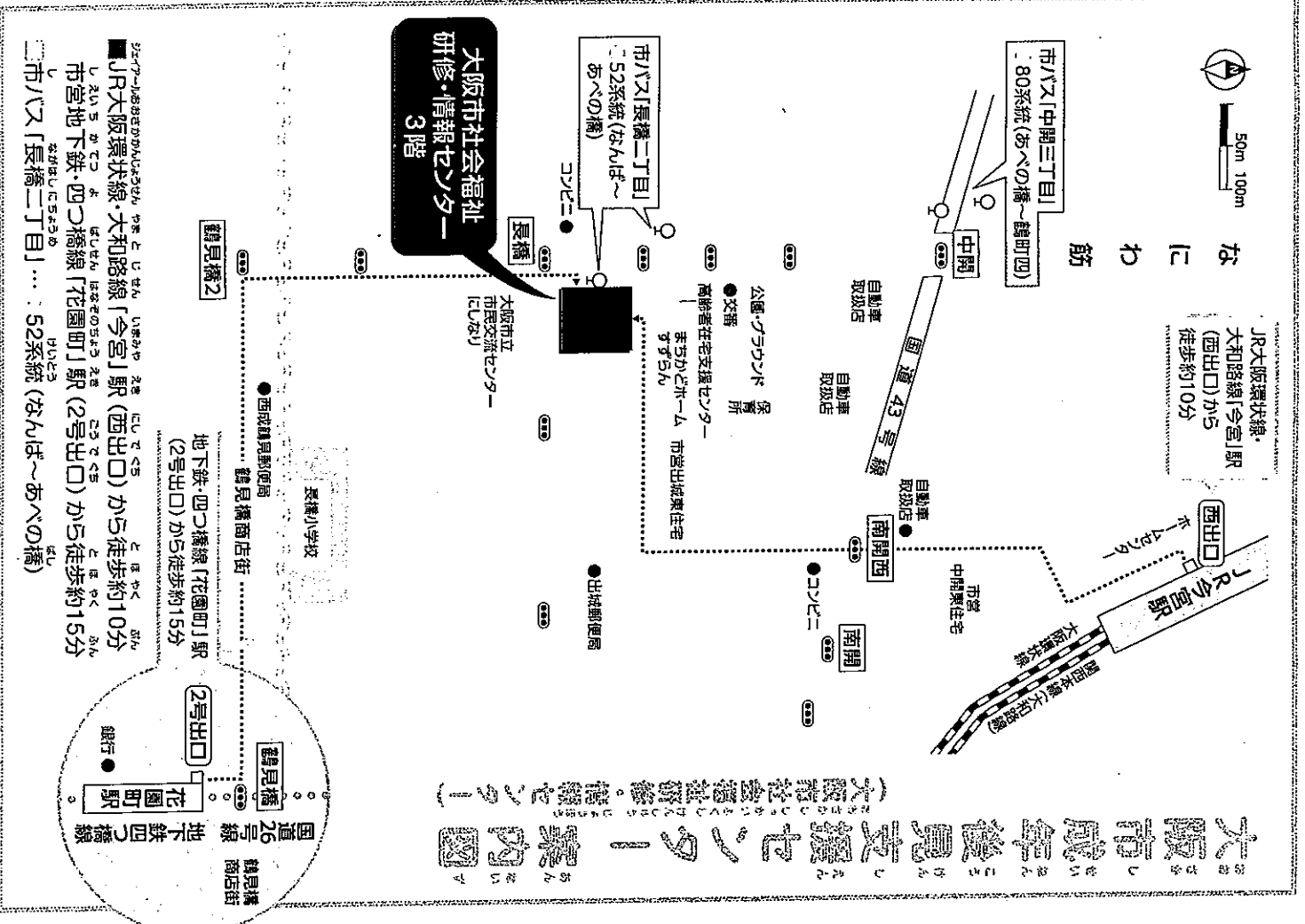
認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分なため、自分自身で契約や財産管理などの法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所が適任と思われる成年後見人（保佐人・補助人）を選任し、本人を保護・支援する制度です。本人の判断能力の程度に応じて、後見・保佐・補助の3つに分けられます。

この制度の利用にあたっては、本人、配偶者、四親等内の親族や市長（窓口は区保健福祉センター）などが、管轄の家庭裁判所へ申立てを行う必要があります。



大阪市成年後見支援センター案内図

(大阪府社会福祉センター・情報センター)

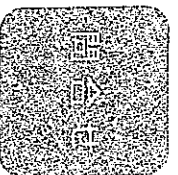


大阪市成年後見支援センター (福祉福祉センター・情報センター)

〒557-0024 大阪市西成区出城2丁目5番20号

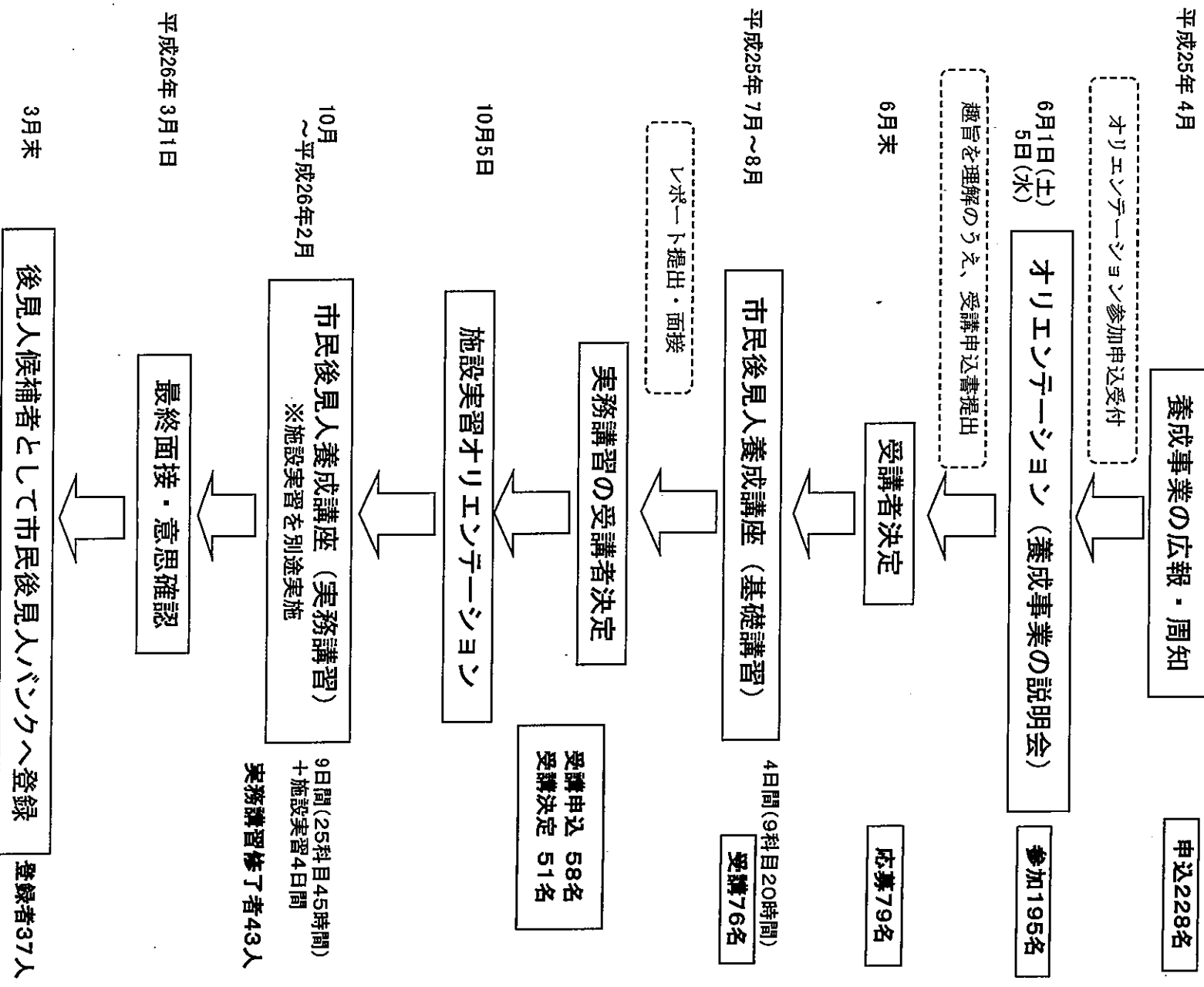
大阪市社会福祉センター3階
大阪市社会福祉センター
大阪市社会福祉協議会 地域福祉課 権利擁護担当

開設日 / 月～土曜日 午前9時～午後5時 (日曜日、祝日、年末年始は休み)



直通電話 06-4392-8282
ファックス 06-4392-8900
ホームページ <http://www.wel-qsaka.jp/kouken/>

市民後見人養成講座の概要



第7期 市民後見人養成講座(基礎講習)カリキュラム

月	日	時 間	科 目	内 容	目 標	講 師
7	13 (土)	9:45～	開 講 式			
		10:00～12:30	①社会福祉の動向と権利擁護—市民後見人の背景と理念—	地域福祉及び権利擁護の理念、市民後見人の役割	地域福祉や権利擁護の理念を理解するとともに市民後見人の期待される役割について認識する	大阪市立大学大学院 生活科学研究科 教授
		13:30～16:00	②成年後見制度の基礎	法の理念と制度内容、後見事務、市長申立て等	法の理念を理解し、法定後見と任意後見の概要と後見人等の職務について理解する	大阪弁護士会ひまわり 弁護士
7	27 (土)	10:00～11:25	③人権問題	大阪市における人権課題の実際	大阪市におけるさまざまな人権課題を認識し、特に権利侵害を受けやすい高齢者・障がい者の課題を理解する	大阪弁護士会ひまわり 弁護士
		11:35～13:00	④法定後見の申立ての流れ	申立てから後見等開始までの流れ	大阪家庭裁判所における申立てから後見等開始までの流れと申立て実務を学ぶ	大阪家庭裁判所 裁判所書記官
		14:00～16:00	⑤福祉サービスと社会資源	関連福祉サービス、関係機関との連携	関連する事業・福祉サービス・社会資源を理解し、関係機関との連携の大切さを学ぶ	大阪市成年後見支援センター 副所長
8	10 (土)	10:00～12:30	⑥対象者の理解	認知症、知的障がい、精神障がいについての理解	対象者についての理解を深めるため、それぞれの特性について認識する	大阪社会福祉士会 社会福祉士
		13:30～16:00	⑦後見人の職務(1)	身上監護、財産管理等具体的な実務	実際の後見人の職務について、身上監護、財産管理等の具体的な実務を理解する	成年後見センター・リーガルサポート 大阪支部 司法書士
8	31 (土)	10:00～12:00	⑧後見人の職務(2)	後見活動の実際	専門職後見人と市民後見人の実際の活動内容を聞き、後見人の職務についてのイメージを高める	当センター受任調整・企画会議委員 (大学院教授、弁護士、司法書士 社会福祉士)、市民後見人2人
		13:00～16:00	⑨事例検討とまとめ	グループワークによる事例検討と基礎講習のまとめ。 次期の実務講習について	受講者全員の参加による事例検討を実施し、実践的な視点を学ぶとともに、実務講習への動機づけを図る	当センター受任調整・企画会議委員 (大学院教授、弁護士、司法書士 社会福祉士)

第7期 市民後見人養成講座(実務講習)カリキュラム

月	日	時 間	科 目	内 容	講 師
10	19	9:45~	開 講 式		
		10:00~12:30	1 地域福祉の推進と市民後見人の役割	地域福祉の推進と市民後見人の役割・権利擁護・判断能力が不十分な人の意思決定の支援	大阪市立大学大学院 生活科学研究科 教授
		13:30~16:00	2 成年後見制度の概要	制度内容と後見事務について（同意・取消権、代理権の内容等）	大阪弁護士会ひまわり 弁護士
10	26	10:00~12:00	3 対象者の理解（1）	認知症高齢者の特性と接し方	大阪市立弘済院附属病院 神経内科・精神神経科 医師
		13:00~14:25	4 対象者の理解（2）	知的障がい者の特性と接し方	大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター 担当係長
		14:35~16:00	5 対象者の理解（3）	精神障がい者の特性と接し方	大阪精神科診療協会 医師
11	9	10:00~11:30	6 大阪市の福祉制度（1）	大阪市の高齢者福祉施策及び高齢者虐待防止の取り組み	大阪市福祉局高齢者施策部 高齢福祉課 担当係長 大阪市福祉局生活福祉部 地域福祉課 担当係長
		12:30~13:55	7 大阪市の福祉制度（2）	大阪市における介護保険制度の内容	高齢者施策部 介護保険課 担当係長
		14:05~16:00	8 大阪市の福祉制度（3）	大阪市における障がい者自立支援制度の内容と知的障がい者、精神障がい者の福祉サービスと社会資源	大阪市福祉局障がい者施策部 障がい福祉課 担当係長
11	30	10:00~11:30	9 消費者保護と相談機関	消費者被害の現状とその対応	大阪市消費者センター 相談員
		11:30~12:30	10 大阪市の福祉制度（4）	生活保護制度について	生活福祉部 保護課 担当係長
		13:30~15:00	11 大阪市の福祉制度（5）	大阪市における健康保険制度、後期高齢者医療制度について	大阪市福祉局生活福祉部 保険年金課 担当係長 大阪市福祉局生活福祉部 保険年金課 担当係長
		15:00~16:00	12 年金制度について	年金制度等について	日本年金機構 大手前年金事務所 お客様相談室 室長
12	7	10:00~12:30	13 関連法律知識	契約、親族、遺言、相続等	大阪弁護士会ひまわり 弁護士
		13:30~15:30	14 後見業務の実務（1）	財産管理の実務	成年後見センター・リーガルサポート大阪支部 司法書士
		15:40~16:00	15 演習オリエンテーション	演習の進め方	事務局
1	11	10:00~11:00	16 税務申告制度について	確定申告のあらましについて	近畿税理士会 税理士
		11:00~12:00	17 後見業務の実務（2）	身上監護の実務	大阪社会福祉士会 社会福祉士
		13:00~16:00	18 後見業務の実務（3）演習	身上監護の基本について理解する	大阪社会福祉士会 社会福祉士
1	25	10:00~12:00	19 後見業務の実務（4）	家庭裁判所への報告等の実務	大阪家庭裁判所 書記官
		13:00~13:55	20 後見業務の実務（5）	終了事務の実務	大阪弁護士会ひまわり 弁護士
		14:05~16:00	21 後見業務の実務（6）演習	就任時の手続き及び財産目録の作成の演習	大阪社会福祉士会 社会福祉士
2	1	10:00~12:30	22 事例検討 応用編（1）	グループワークによる支援計画の検討	大阪社会福祉士会 社会福祉士
		13:30~16:00	23 事例検討 応用編（2）	グループワークによる支援計画の検討	大阪社会福祉士会 社会福祉士
2	15	10:00~12:30	24 施設実習のふりかえり	グループワークによる実習体験のふりかえりと共有	当センター受任調整・企画会議委員（大学院教授、弁護士、司法書士、社会福祉士）
		13:30~16:00	25 登録前オリエンテーション	市民後見人の活動報告と市民後見人バンクへの登録に向けた質疑応答	当センター受任調整・企画会議委員（大学院教授、弁護士、司法書士、社会福祉士）、市民後見人2名
11月～2月		施設に応じて	施設実習	福祉施設での実習（原則4日間）	高齢者施設・障がい者施設

平成25年度 市民後見人バンク登録者研修会内容一覧

回数	月日	内容	講師・コディネーター
1	5月18日	グループ別研修会報告会	梅津和弘社会福祉士
2	6月22日	事例報告会 (市民後見人受任事例報告・検討会)	梅津和弘社会福祉士
3	7月6日	1. 終了事務について 2. 被後見人の選挙権回復に対する対応	井上雅人弁護士
4	9月7日	「本人の側に立つことの意味」	大阪市立大学大学院岩間伸之教授
5	10月12日	事例報告会 (市民後見人受任事例報告・検討会)	梅津和弘社会福祉士
6	11月2日	(グループ別研修会①) 障がい者の在宅生活・サービス利用について	大阪市障がい者基幹相談支援センター所長 白江清 阿倍野区障がい者相談支援センター相談支援専門員 宮前寛彦
	11月2日	(グループ研修会②) 地域包括支援センターとの交流	阿倍野区地域包括支援センター
	11月2日	(グループ別研修会③) 区ボランティア・市民活動センターとの交流	住吉区ボランティア・市民活動センター
	11月14日	(グループ別研修会④) 障がい者支援施設の施設見学、地域移行について	障がい者支援施設だんけのその(淀川区)
	11月21日	(グループ別研修会④) 障がい者支援施設の施設見学、地域移行について	障がい者支援施設だんけのその(淀川区)
7	12月14日	事例報告会 (市民後見人受任事例報告・検討会)	梅津和弘社会福祉士
8	3月15日	市民後見人・成年後見制度啓発シンポジウム	大阪市立大学大学院岩間伸之教授ほか

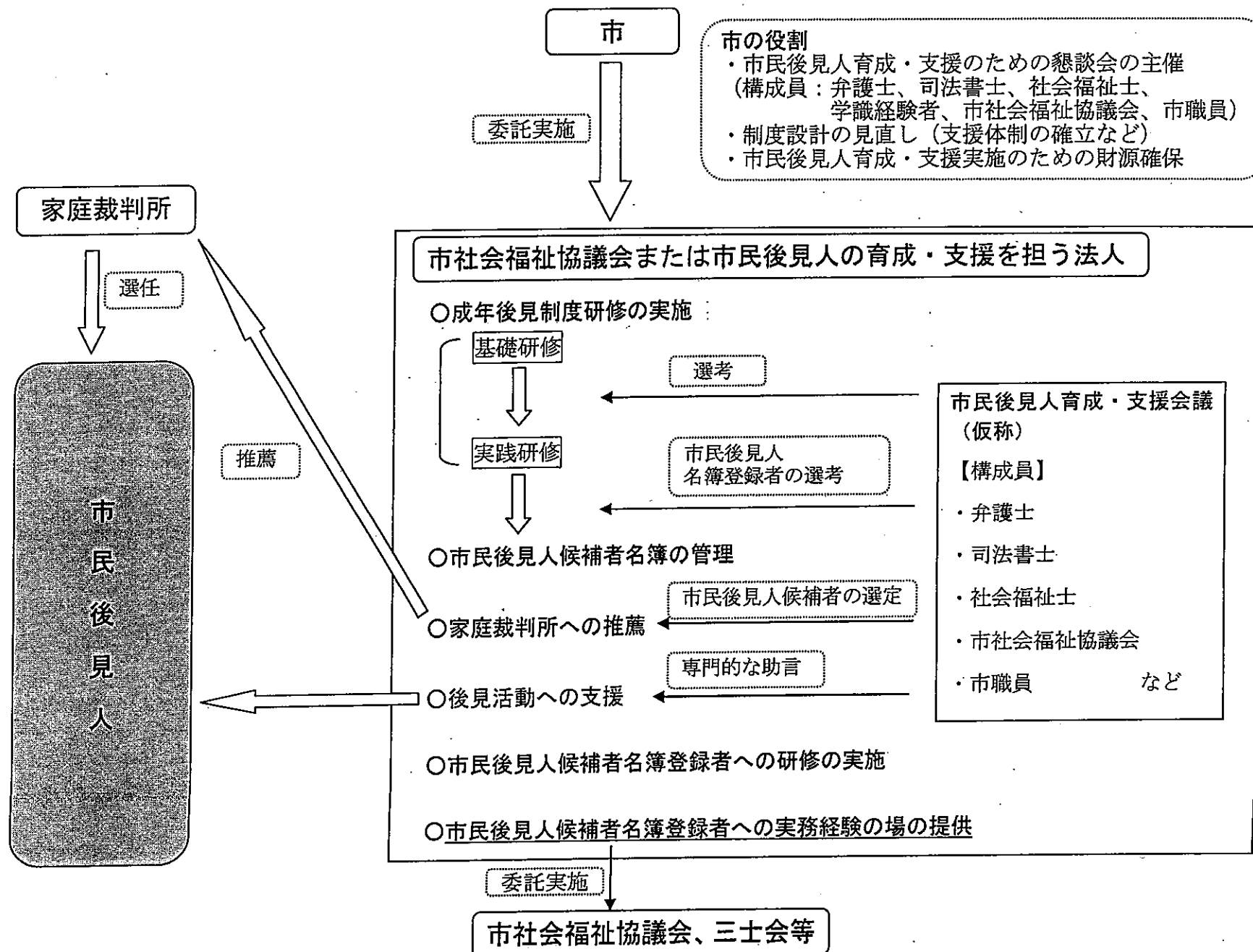
平成25年度登録者研修会研修委員会内容

1	5月29日	平成25年度登録者研修会内容の検討
2	7月11日	11月の登録者研修会内容の検討
3	8月29日	11月の登録者研修会の内容について
4	10月22日	11月の登録者研修会・当日の進め方について
5	11月26日	11月の登録者研修会のまとめ、情報交換

市民後見人バンク 受任者懇談会内容一覧(平成25年度)

回数	月 日	内 容
1	5月18日	グループワーク：市民後見人活動の交流
2	6月22日	グループワーク：市民後見人活動の交流
3	7月6日	1. 終了事務について 2. 被後見人選挙権回復に対する対応について
4	10月12日	グループワーク：市民後見人活動の交流 (対象・居所別)
5	12月14日	グループワーク：市民後見人活動の交流 (対象・居所別)

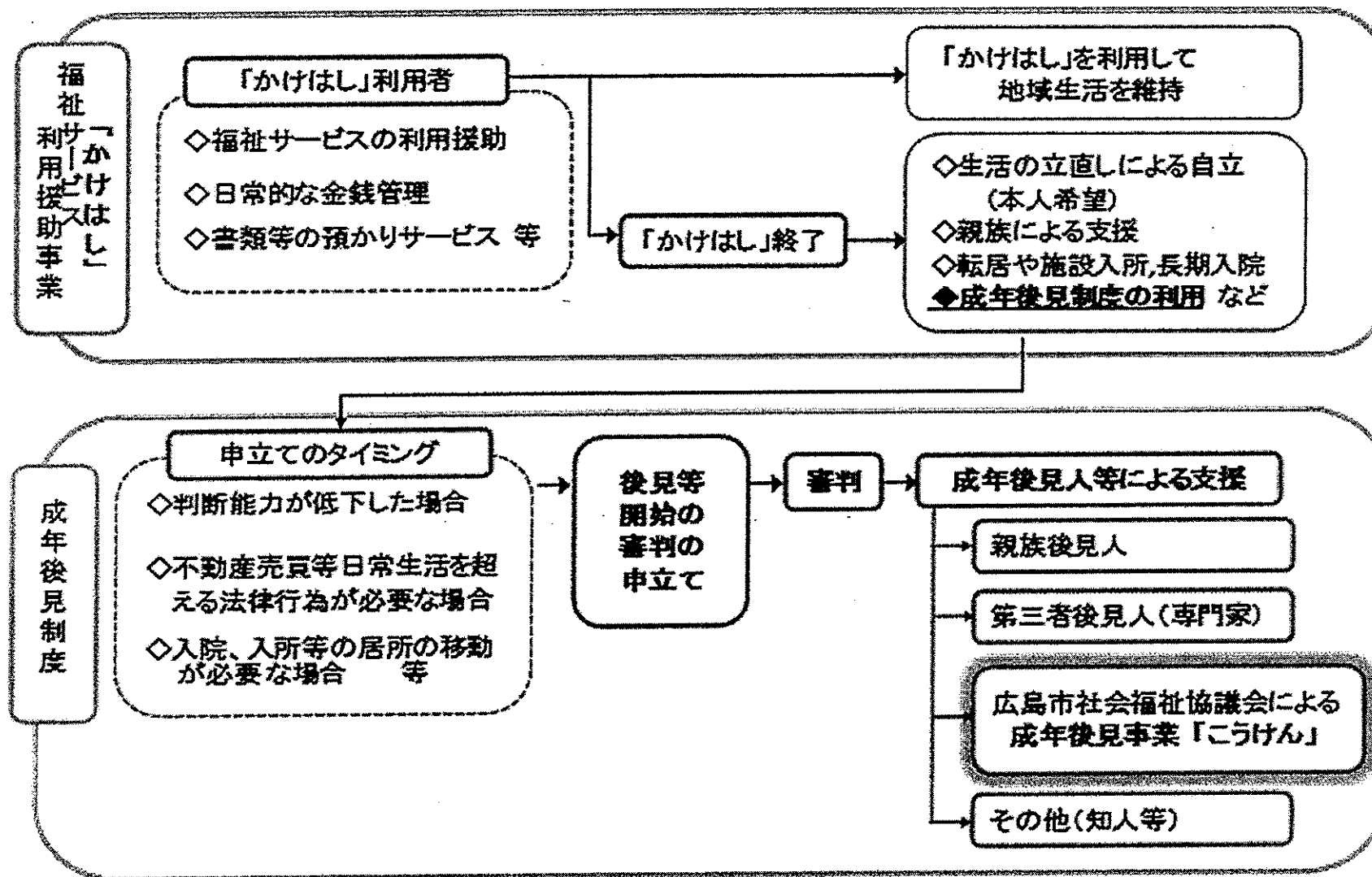
大阪市の取組を参考にした市民後見人の育成・支援のイメージ（改）



大阪市の取組を参考にした市民後見人の育成・支援のイメージ における関係機関の役割（改）

関係機関	役割
市社会福祉協議会または 市民後見人の育成・支援 を担う法人	○市民後見人の育成・支援事業の実施（受託） 【内容】 ・成年後見制度研修の実施 ・市民後見人候補者名簿の管理 ・家庭裁判所への推薦 ・後見活動への支援 ・市民後見人候補者名簿登録者への研修の実施 ・市民後見人候補者名簿登録者への実務経験の場の提供 ・市民後見人育成・支援会議（仮称）の主催
三士会等	○市民後見人育成・支援のための懇談会に参画 ○市民後見人育成・支援会議（仮称）に参画 ・実践研修受講者の選考 ・市民後見人名簿登録者の選考 ・市民後見人候補者の選定 ・専門的な助言 ・市民後見人候補者名簿登録者への実務経験の場の提供（受託）
市社会福祉協議会	○市民後見人育成・支援のための懇談会に参画 ○市民後見人育成・支援会議（仮称）に参画 ・実践研修受講者の選考 ・市民後見人名簿登録者の選考 ・市民後見人候補者の選定 ・専門的な助言 ・市民後見人候補者名簿登録者への実務経験の場の提供（受託）
市	○市民後見人の育成・支援事業の実施（委託） ○市民後見人育成・支援のための懇談会の主催 （構成員：弁護士、司法書士、社会福祉士、学識経験者、 市社会福祉協議会、市職員 など） ○市民後見人育成・支援会議（仮称）に参画 ○制度設計の見直し（支援体制の確立など） ○市民後見人育成・支援実施のための財源確保

成年後見制度と福祉サービス利用援助事業「かけはし」の関係図



1 (社福) 広島市社会福祉協議会福祉サービス利用援助センターの人員体制

(単位：人)

	平成26年度		平成27年度	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤
所長	1 (兼主任)	—	1 (兼主任)	—
主事	3 (かけはし)	—	4 (かけはし3、 こうけん1)	—
成年後見専門員	—	1	—	0 (常勤振替)
福祉サービス利用援助専門員	—	4	—	5

2 実受任件数

(単位：件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
かけはし業務	262	274	296
こうけん業務	0	3	4

※後見業務は平成23年10月スタート

広島市高齢者施策推進プラン

(平成 27 年度(2015 年度)～平成 29 年度(2017 年度))

平成 27 年(2015 年) 2 月

広 島 市

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための環境づくり

施策項目(3) 権利擁護の推進

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、日常生活での契約や財産管理を支援する成年後見制度の普及促進、後見等の業務を適正に行うことのできる担い手の育成に取り組めます。また、高齢者の尊厳を保持するため、高齢者虐待の防止及び早期発見と保護、養護者の支援等に取り組めます。

主な施策

- ① 成年後見制度の普及促進
 - 低所得で身寄りのない高齢者の成年後見人等に対して報酬支払助成等を行うとともに、市社会福祉協議会の行う法人後見事業「こうけん」の実施体制の強化について検討します。
 - 市社会福祉協議会において、成年後見を担う人材を育成できる体制を整え、同協議会が実施する福祉サービス利用援助事業「かけはし」や法人後見事業「こうけん」などの仕組みを活用して、後見等の業務を適正に行うことのできる担い手を育成し、将来の市民後見人としての活動につなげる方策について検討します。
- ② 高齢者虐待防止の推進
 - 区役所厚生部と地域包括支援センターが、医師会、弁護士会、社会福祉士会等の関係団体や民生委員、介護サービス事業者等と連携して高齢者虐待防止ネットワークを形成し、高齢者虐待の防止及び早期発見と保護、養護者の支援を行います。
 - 高齢福祉課及び介護保険課において、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報・届出に対応し、事実確認調査や虐待の再発防止のための指導等を行うとともに、養介護施設の監査や実地指導の際に、身体拘束や苦情処理の状況、職員研修の実施状況等の高齢者虐待に関連した事項について重点的にチェックします。
 - このほか、虐待を受けた高齢者を緊急に一時保護する居室の確保や虐待対応職員の研修の充実など、高齢者虐待の防止に向けた取組を推進します。

第3回広島市市民後見人の育成・活用に関する懇談会における意見等

(※意見の内容は、懇談会における発言を高齢福祉課の責任においてまとめたもの)

【市民後見人候補者の増加に向けた当面の取組の方向性と関係機関の役割について】

《選考》

- 基礎研修修了者を、実践研修という形で各機関や組織で研修することを前提とするなら、市民後見の候補者の資質や適性を客観的に判断し、責任持って審査する組織が必要である。
- 基礎研修修了者を選別する基準をあらかじめ明確にしておかないと、苦勞して研修してきた人に対し説明が大変であり、何らかの仕組みを整える必要がある。
- 基礎研修受講者は、成年後見に関わったことがない人、親族後見に携わっている人、実際に施設で働いていて後見人になりたい人など様々である。そのため、生活支援員を経なくても、実践研修を受けて後見支援員になる場合があることを考えると、ここにも、市社協がその人を受け入れるかチェックする仕組みが必要である。
- 大阪のように、成年後見の審査委員会のような体制に三士会も加わって、受講者の資格審査などを連帯して責任を持って判断していく必要がある。

《募集方法》

- 市民後見人の養成に加え、親族後見にも役立てるなど広範な後見の普及啓発を行うための事業であることを明示する必要がある。
- 受講すれば市民後見人になれると誤解されるようなネーミングは避けるべきで、市民後見人になる可能性があるというくらいの名称(例えば「成年後見について学べる基礎研修」など)にしておく必要がある。

《家庭裁判所との連携》

- 家庭裁判所は、養成の仕組み等を慎重に見ているので、家庭裁判所には、市の検討状況や今後の方向性を随時報告した方がよい。

《研修方法》

- 広島県では後見人が不足していないので、定年退職後に学んで市民後見につながっていくことが可能か、親族後見を目的に受講した場合の効果などのモデルを作って実施し、今後の実施の可能性を検証するなど、試行錯誤する期間が1、2年必要だということを想定して周知する。

- 親族後見を経験して、一段落して自分の経験を生かしたいという人も、福祉事業所や生活支援員を経験しないと後見支援員になれないのか。親族後見から後見支援員というルールも設けてはどうか。

⇒ 生活支援員や福祉事業所での経験は第三者にサービスを提供する経験を積むことである。いきなり市民後見候補者になるのではなく、一旦、後見支援員を経験させるのであれば、第三者に対する経験を積むことができる。

市民として、人に寄り添う経験を積んだ人が後見人になるべきと考えており、かけはしではそういう仕組みがあるが、障害者の施設や事業所での経験によって、そうした姿勢を育むための経験が積めると想定しており、そういった人が、実践研修などを経て、後見支援員になっていただくということである。

- 講習の単位の中で、最低限クリアする必要があると条件をつける方法もある。

- 公的機関が主催し、市民の社会貢献のために行うものであり、親族後見人の資質向上も含めて行う研修であることや、市民が判断能力の低下した人の意思決定に関わって支援するボランティアだという真意を明確にするためには、受講料は無料にすべきである（テキスト代などは実費負担でもいい）。

- モチベーションを上げていくためには有料でもいい。

《後見人報酬》

- 報酬なしというハードルをつけたほうがいい。

《受任事案》

- 大阪市は、市民後見人が行う事案に関して要件設定をしており、これが今後の市民後見人の候補者が受ける案件にも極めて近いものになると考えている。

- 市民後見人が担う事案については、大阪の条件は適当だと思うが、法人後見で受ける案件については、そういう縛りはない方が後見支援員の経験の場になる。

- 市社協が、法人として行うべき業務は、低所得者等の支援がベースになってくるなど、法人が担っている役割を考慮しながら、要件を検討する必要がある。

《障害者対策》

- 市社協の法人後見は、かけはしの延長線上にあるので、想定対象者は高齢者である。高齢者の判断能力が低下して、契約能力がなくなってきた人をかけはしで支援してきた関係の延長で後見するケースと、そうでないケースの入り口も設けるのであれば、受ける社協側の理解を得ておく必要がある。

⇒ 障害者の方も想定し、第一段階で、施設や事業所での経験を入れている。

《研修開始時期》

- 第一段階の開始は早くて平成27年度になる。
成年後見支援員の誕生は早いと思うが、市民後見人の選任は早くて5年後だと思う。

- 後見支援員が、一定の期間、後見専門員と一緒に後見活動をした後に、卒業してしまうとノウハウや知識の維持・向上は難しい。大阪でも市民後見人バンク登録者に対し年8回研修しており、能力を維持するためのフォローを行う必要がある。

将来、市民後見人として家庭裁判所から選ばれるためには、何らかの実務経験を継続していく必要がある。

- 市民後見人として活動できそうな人がいた場合、市長申立ての場合に、後見人候補者として名前を入れる方法は考えてはどうか。5年先というのではなく最初の段階で光輝く人がいればモデル的に名簿登録者として家庭裁判所へ提出してみる方法もあるのではないか。

⇒ 裁判所は面接していないので、育成プロセスを信用して選任するので、このプロセスを経た人なら大丈夫だという信頼を担保するために一定の期間(5年)が必要である。ただ、そういう柔軟性はあってもいい。

《支援体制》

- 組織として既に10年以上のノウハウの蓄積があり、信頼性が高い三士会が真摯に参加すれば心配ない。弁護士、司法書士、社会福祉士それぞれの特長がブレンドされたバツクアップ体制作りが鍵になる。

- 司法書士、弁護士、社会福祉士と、後見活動の視点が違っているので、一人に任せるのではなく、それぞれ複数出して、何人かは専従のような形で、いつでも相談ができる体制が必要になってくる。

- 実際に問題が出てきたときには、迅速な対応が求められるので、定期的に会合をもって課題を指摘し対応を相談するだけではなく、事態に即応できる仕組みづくりが必要である。大阪市では、週3回くらい曜日を決め、行けばすぐ相談に乗ってくれる。それ以外の日も、事務局に常勤の職員がおり、いつでも相談できるようになっている。

- 研修修了者が将来の市民後見人の候補者という形になっているが、実際は受任してからが大変であり、後見活動の中で想定していなかった案件も出てくるので、最初にしっかりと市民後見人が孤立しないような支援体制や仕組みづくりを行う必要がある。

- 市社協の受任件数を考えると、希望者数が多いとフォローが大変なので、最初は1人の後見専門員に何人かついて研修させていく必要がある。
1件の法人後見について、後見支援員は必ずしも1名に限る必要はない。